

⑥ 特に留意いただきたい事項

- ◆本制度での認定により、道が品質等を保証するものではありません。
- ◆認定しても道の購入を確約するものではありません。
※注意：既に認定した商品と同等品と判断した場合、認定の終期は既に認定した企業と同じになります。
- ◆認定の有無に関わらずトライアル新商品と同等品が複数登場した場合は、随意契約によらずに同等品との競争入札による購入となる場合があります。
- ◆認定した商品を道が工事で使用または発注する場合、本制度による随意契約は適用されません。
- ◆申請書類及び添付書類に記載された個人情報、本事業に関してのみ使用します。
- ◆申請書類に含まれる著作物等の著作権は道には帰属しませんが、公表その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、道はこれを無償で使用できるものとします。
- ◆申請する商品が、第三者の特許権などの産業財産権その他日本国の法令に基づいて保護される権利に抵触する場合には、その責任は申請者が負うものとします。

⑦ 申請先、問い合わせ先

- ◆道庁ホームページには、これまで道が認定した新商品や募集要領、Q&A を掲載しています。申請書様式、申請書記載要領も入手できます。また、これまでの認定企業も掲載しています。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm
 - ◆お問い合わせ先
北海道庁 経済部 経営支援局 中小企業課 中小企業支援グループ
電話：011-204-5331 (ダイヤル) Fax011-232-8127
e-mail：keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp
- または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ

◆申請書提出先 本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課へ10月3日（金）までに郵送（必着）または持参してください。

空知総合振興局	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	☎ 0126-20-0061
石狩振興局	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	☎ 011-204-5828
後志総合振興局	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	☎ 0136-23-1363
胆振総合振興局	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	☎ 0143-24-9589
日高振興局	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	☎ 0146-22-9282
渡島総合振興局	〒041-8558	函館市美原4丁目6番16号	☎ 0138-47-9459
檜山振興局	〒043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	☎ 0139-52-6642
上川総合振興局	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号	☎ 0166-46-5940
留萌振興局	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	☎ 0164-42-8441
宗谷総合振興局	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	☎ 0162-33-2925
オホーツク総合振興局	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	☎ 0152-41-0636
十勝総合振興局	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	☎ 0155-26-9044
釧路総合振興局	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2-54	☎ 0154-43-9182
根室振興局	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28	☎ 0153-23-6829

※このパンフレットは概略を説明したものです。申請にあたっては、必ず、道のホームページ等で、募集要領「平成26年度 新商品トライアル制度 新事業分野開拓計画認定企業募集について」や「Q&A」をご覧になり、記載された事項を了承の上、提出してください。

平成26年度 新商品トライアル制度 (実施のご案内)



新商品の販路拡大をお考えの道内中小企業者等の皆様へ

道では、道の事務事業の効果的・効率的執行や住民福祉の向上等に資する新商品を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

平成26年度も募集を行いますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

募集期間：平成26年9月1日（月）～平成26年10月3日（金）

① 認定されると？

道は、必要な機能や数量、価格、購入計画、予算等を勘案し、随意契約制度などの活用により新商品の購入に努めます。

- ◆計画が適切と判断されると、申請企業を「新事業分野開拓事業者」として認定し、計画に係る新商品を「トリアル新商品」として特定随意契約に係る登録名簿に登録するとともに道のホームページで公表します。
- ◆認定は、12月上旬頃を予定しています。結果は各企業にお知らせします。
- ◆認定期間は、認定の日から3年後の同月の末日までです。
- ◆トリアル新商品が道の機関で使用された場合には、使用後6ヶ月を目途に、使用の感想をもとに評価を受けるものとします。評価は道の他機関や、国・市町村・民間などでの使用の検討に資するよう道のホームページで公表します。
なお、評価の内容によっては、企業の不利益になる場合もあると考えられます。

② 購入・認定実績の一例

◆購入実績

椅子型担架 (座面と背もたれを作るフレーム部分を折り曲げて椅子型にした担架) … 保健福祉行政室
制菌加工フィルター (菌の増殖を抑制する機能を備えたフィルター) … 道立病院、振興局
氷が剥がれやすいマット (歩行者がマットを踏むことで表面の氷が砕ける仕組みの通路用ゴムマット) … 高等技専
路面凍結防止剤 (非塩化物凍結防止剤) … 建設管理部 など、87機関で購入実績あり

◆認定実績

エコミノール (複数の自然エネルギーを低コストのものから取り込み、合成して直流のまま電源を安定供給する装置)
ボジモ (屋外で外部電源なしのまま連続操作を可能とした無線LANアクセスポイント及びメッシュネットワーク装置)
Glexa(グレクサ) (対面効果を強く意識した文教機関向けe-ラーニングシステム) など、116商品を認定

③ 応募できる方は？

- ◆道内に本店を有する中小企業者
 - ◆道内に住所を有する個人
 - ◆道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
- 上記のいずれかに該当し、道内で新商品を生産する次頁の認定の要件を満たす方々

※道内で生産する新商品は道内の工場で生産または加工したものに限定します。生産または加工に、選別、仕分け、容器詰め、包装、梱包、ラベル等の貼付等は含まれません。

※「制度に関するお問い合わせ」については、随時、電話等にて受け付けますので、最終頁記載の「◆お問い合わせ先」を参照してください。

④ 認定申請の方法は？

認定を受けるには、「新たに事業分野の開拓を図る計画」(実施計画(第4号様式))を添付した知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

- ◆申請書類(認定申請書、計画書)の様式は、道のホームページで入手できます。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm
- ◆申請書類は紙で1部を提出してください。
※注意：特に道の機関における使用方法の提案は重要なポイントです。具体的かつ詳細に記載してください。
- ◆認定申請書には次の書類を(各1部)添付してください。
 - ①定款(個人の場合は住民票)
 - ②最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
 - ③道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
道税は、(総合)振興局、道税事務所で「道税(個人道民税及び地方消費税を除く)について滞納がないことを証明する納税証明書」と、個人の場合にはさらに「納税証明書(個人道民税)」を、消費税及び地方消費税は、税務署で「納税証明書(その3 未納税額がない証明用)」を請求してください(いずれも有料)。
※注意：道税、消費税及び地方消費税を滞納している場合は認定しません。また、道税を財源とする道貸付金(北海道産業振興条例等に基づく事業貸付、設備導入資金(設備近代化資金)、設備貸与資金)の償還を滞納している場合は、書面審査で不認定となる場合があります。
- ④新商品に関する資料(カタログ、写真等)
- ◆申請書の提出締切
締切日 平成26年10月3日(金) 郵送(必着)または持参
提出先 本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課
- ◆認定にあたっては、書面及び申請者の口頭説明(11月下旬予定)による審査を行います。

⑤ 認定の要件は？

新商品の内容や生産・販路開拓等の計画等を記載した「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」を作る必要があります。また、商品の新規性や計画が適切であることなどの要件を満たす必要があります。

- ◆計画に係る新商品が①～⑥の全てを満たすことが必要です。
 - ①「既に企業化されている商品とは通常の取引においてもしくは社会通念上別個の範疇に属する新商品」、または、「既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品に比べ著しく高い使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められる新商品」であること。

「新商品」の考え方をもう少しわかりやすく説明すると・・・

- Q1. 「既に企業化されている商品とは通常の取引においてもしくは社会通念上別個の範疇に属する新商品」とは？
→A1. 道内に新しい市場、商品領域を作り出す新規性、独創性が高い商品
- Q2. 「既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品に比べ著しく高い使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められる新商品」とは？
→A2. その分野の商品にとっての新たな技術の利用や新機能の付加などにより、今までの商品と比べてユーザーにとっての使用価値を高める商品

対象とならない商品

新技術の利用や新機能を付加してもユーザーの使用価値が変わらない商品

- ・生産方法のみが新しい
- ・使用する素材のみが新しい

既存商品の同一機能を改良または変更した商品

- ・デザイン・形状のみの変更(車や家電商品のモデルチェンジ等)
- ・原材料のみの変更(リサイクル材料の使用、間伐材の利用、原料の配合割合の変更等)
- ・名称変更、パッケージのみの変更
- ・同一シリーズの同一機能の改良、ラインナップの増加(1500ccの車を追加、冷蔵庫の容量増加等)
- ・客観的に説明できない抽象的な使用価値の向上(やすらぐ、気持ちが良い等)
- ・性能向上が程度の問題であるもの(汚れ落ちが20%向上、30%軽量、省スペース、時短等)
- ・コストの削減等による低価格化

他社には既に存在する自社にとっての新商品

- ②技術の高度化もしくは経営の能率の向上または住民生活の利便の増進に寄与すること。
- ③申請締切時点で既に道内で販売され、かつ、販売開始から5年を経過していない商品であること。
- ④北海道グリーン購入指針に基づく環境物品等調達方針に掲げる特定調達品目に該当する場合には、その判断基準の規定を満たすこと。
→詳しくは、Q&Aをご覧ください。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm
- ⑤道の機関で今後3年間に物品として購入する見込があること。
物品とは、道の認定を受けた道内中小企業者等から直接または、他の事業者を通じて、道が消耗品、備品または原材料として購入できるものを指す。
* 医薬品、防災用以外の食料品を除く。
また、道の工事で使用する資材、設置に基礎工事や施設改修工事を必要とするものを除く。
- ⑥商品に適応される法令等を遵守していること。

- ◆申請する計画が①～②の観点から適切なものであることが必要です。
 - ①商品の生産に係る目標、内容、実施時期、実施方法、実施に必要な資金の額及びその調達方法並びに販売方法が適切なものであること。
 - ②計画が関係法令及び公序良俗に反しないこと。



平成26年度 新商品トライアル制度
新事業分野開拓計画認定企業の募集について

1 目的

新商品トライアル制度は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定により「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」（以下「新事業分野開拓事業者」という。）を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品を道が各種制度を活用して購入することによって、販路開拓のきっかけづくりを支援する制度です。

なお、本制度は、新商品トライアル制度実施要領（平成18年2月3日経済部長決定、6月22日一部改正、12月11日一部改正、平成23年7月14日一部改正、平成24年12月10日一部改正）に基づき実施します。

2 申請できる者の要件

新事業分野開拓事業者として、知事の認定を受けるために申請できる者は、道内中小企業者等であって、認定に係る新商品を道内で生産する者とします。

- (1) 道内中小企業者等とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に掲げる中小企業者として扱われている会社、組合、個人であって北海道内に本店（組合にあっては主たる事務所、個人にあっては当該個人及び事業所の住所）を有するもの及び北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体（NPO）であって道内に主たる事務所を有するものを指します。
- (2) 道内で生産する新商品は、道内の工場生産又は加工したものに限定します。生産又は加工に、選別、仕分け、容器詰め、包装、梱包、ラベル等の貼付等は含みません。

3 認定の要件

- (1) 新事業分野開拓事業者として認定を受けようとする道内中小企業者等が作成した「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に係る新商品が、次の①～⑥に掲げる基準すべてに適合することが必要です。
 - ①既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの、または、企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
 - ②技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
 - ③平成26年10月3日時点で、既に道内で販売され、かつ、販売開始から5年を経過していないこと。
 - ④北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針に掲げる特定

調達品目に該当する場合には、その判断基準の規定を満たすこと。

⑤ 今後3年以内に道の機関で物品として購入する見込があること。

なお、物品とは、道が認定を受けた道内中小企業者等から直接または他の事業者を通じて、道が消耗品、備品又は原材料として購入できるものを指す。（医薬品、防災用以外の食料品を除く。また、道の工事で使用する資材、設置に基礎工事や施設改修工事を必要とするものを除く。）⑥ 商品に適応される関係法令等を遵守していること。

(2) 認定を受けようとする道内中小企業者等が作成した実施計画が次の①～②の観点から適切なものであることが必要です。

① 新商品の生産に係る目標、内容、実施時期、実施方法、実施に必要な資金の額及びその調達方法並びに販売方法が適切なものであること。

② 関係法令及び公序良俗に反しないこと。

4 認定申請

(1) 認定申請は公募で行います。

(2) 認定を受けようとする道内中小企業者等は、認定申請書（様式第1号）及び実施計画（様式第4号）を知事に1部提出して下さい。

(3) 実施計画書の様式は、道のホームページ等で入手し、作成して下さい。

(4) 認定申請書には次の書類を各1部添付して下さい。

① 定款（個人の場合は住民票）

② 最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書

③ 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明（直近1年度）

道税は、総合振興局・振興局、道税事務所で「道税（個人道民税及び地方消費税を除く）について滞納がないことを証明する納税証明書」と個人の場合にはさらに「納税証明書（個人道民税）」を、消費税及び地方消費税は、税務署で「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」を請求して下さい。（いずれも有料。）

④ 新商品に関する資料（カタログ、写真等）

5 申請の受付

(1) 受付期間及び方法

平成26年9月1日（月）～平成26年10月3日（金） 持参又は郵送（必着）

(2) 提出先

本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

6 選定の方法

(1) 実施計画書などの書面及び企業からの口頭説明により、実施計画の審査を実施し、その内容が適切と判断した場合には、知事はこの実施計画を作成した道内中小企業者等を新事業分野開拓事業者として認定し、この実施計画に係る新商品をトライアル新商品として名簿に掲載します。

名簿には、新事業分野開拓事業者の概要、商品の概要等を掲載し、道のホームページにおいても公表します。

- (2) 認定に先立ち、実施計画に係る新商品について、商品を使用する道の各機関や北海道立総合研究機構等の専門機関等による調査を実施します。北海道立総合研究機構等の専門機関等の調査に当たり認定申請書の内容を問い合わせする場合があります。
- (3) 認定にあたり、詳細な調査及び審査が必要な場合には、認定を行わず、継続審査とする場合があります。
- (4) 認定期間は、認定日より起算して3年後の同月の末日までとします。ただし、実施計画に係る新商品が、既に認定された他のトライアル新商品と同等品と判断した場合には、認定の終期は既に認定したトライアル新商品と同じになります。
- (5) 知事は、(1)により認定したときは、認定書(様式第2号)を交付します。

7 道における調達

道の機関は、必要な機能や数量、価格、購入計画、予算等を勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に定められた随意契約制度などを活用してトライアル新商品の購入に努めます。

ただし、契約金額が政府調達に関する協定が適用されるものは除外します。

8 トライアル新商品の評価

- (1) トライアル新商品は、使用后6ヶ月を目途に、その品質及び使い勝手などについて評価を受けるものとします。
- (2) 評価は、新事業分野開拓事業者に通知するとともに、道のホームページで公表します。
- (3) 評価の内容によっては、新事業分野開拓事業者にとって不利益になる場合もあると考えられます。

9 実施計画の変更

- (1) 新事業分野開拓者は、実施計画について、次の点に変更がある場合には、変更があった日から14日以内に知事に変更申請書(様式第3号)を提出しなければなりません。
 - ① 企業名、所在地、連絡先、HPの変更
 - ② 商品名の変更、商品の内容の変更
 - ③ 新商品の生産場所の変更
 - ④ 商品の製造の休止、中止
 - ⑤ 品質基準に係る認定の取消
- (2) 知事は、新事業分野開拓事業者から変更申請書が提出されたときは、変更の内容及び理由が適当であり、変更後の実施計画が3に定める要件に適合する場合に承認を行いません。

10 認定の取消し

- (1) 知事は、次に該当する場合、認定を取り消すことがあります。
 - ①新事業分野開拓者が実施計画に従って事業を実施していないと認められる場合、実施計画の虚偽申請、認定に係る不適切な広告宣伝などの不正行為、トライアル新商品に係る品質不良、その他重大な問題が発覚した場合
 - ②8に定める評価の結果に重大な問題がある場合
 - ③同等品が相当程度市場に流通しており、トライアル新商品として適切ではないと認められる場合
- (2) 前項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は新事業分野開拓事業者の負担とします。

11 報告

- (1) 実施計画について報告を求めることがあります。
- (2) 新事業分野開拓事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対し報告しなければなりません。

12 留意事項

- (1) 道は、認定により、トライアル新商品の品質等を保証するものではありません。
- (2) 道は、認定により、トライアル新商品の購入を確約するものではありません。
- (3) トライアル新商品と同等品が市場に流通した場合には、随意契約によらず、同等品との競争入札による購入となる場合があります。
- (4) 認定した商品を道が工事で使用または発注する場合には、本制度による随意契約は適用されません。
- (5) 申請書類に記載した内容及び添付書類に記載された個人情報、本事業に関してのみ使用します。
- (6) 申請書類に含まれる著作物等の著作権は道には帰属しませんが、公表その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、道はこれを無償で使用できるものとします。
- (7) 申請する商品が、第三者の特許権などの産業財産権その他日本国の法令に基づいて保護される権利に抵触する場合には、その責任は申請者が負うものとします。

附 則

この要領は、平成26年8月26日から施行する。

様式第 1 号

新商品トライアル制度 認定申請書

平成 年 月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

住 所
名 称
代表者の氏名

印

新商品トライアル制度実施要領 4 (2) に基づき、別紙の実施計画を提出し、
新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けたいので
申請します。

様式第2号

中企第 号指令

住 所
会 社 名

平成 年 月 日申請の新商品の生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画については、適切と認められるので、貴社を新商品トライアル制度実施要領6（1）に定める新商品の生産により新事業分野の開拓を図る者として認定します。

記

1 認定に係る新商品（トライアル新商品）の名称
「 」

2 認定の期間
認定日より平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

北海道知事 印

（経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ）

様式第3号

新商品トライアル制度 認定変更申請書

平成 年 月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

住 所
名 称
代表者の氏名

印

平成 年 月 日付中企第 号で新商品の生産による新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた際の新たな事業分野の開拓の実施に関する計画について、新商品トライアル制度実施要領10(1)に基づき、別紙の計画に変更したいので申請します。

記

1 変更の概要

2 変更の理由